

2. 平成25年度水道関係予算（案）等について

（1）平成25年度予算（案）

① 公共事業関係（水道施設整備費）

平成25年度予算（案）は、いわゆる「15ヶ月予算」の考え方で、平成24年度補正予算と平成25年度当初予算（案）を一体的に編成している。平成24年度補正予算と平成25年度予算（案）を合わせた水道施設整備費は、他府省計上分を含めて対前年度11億円増額の733億円（101.5%）を計上している。内訳は、簡易水道施設整備費に245億円（対前年度9億円増額：103.9%）、上水道施設整備費に399億円（対前年度117億円増額：141.4%）、東日本大震災などの災害復旧費に89億円、その他指導監督事務費などに1億円となっている。東日本大震災の災害復旧費85億円を除いた場合、対前年度126億円増額の648億円（124.2%）となっている。

東日本大震災の災害復旧費については、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について財政支援を行うため、復興庁に85億円を一括計上している。平成24年度は200億円を計上していたが、その大半が執行されずに平成25年度に繰り越す予定であるため、平成25年度の85億円と合わせて被災地の復旧のために迅速に執行していきたいと考えている。

東日本大震災の教訓から緊急に実施する必要性が高い水道施設の耐震化関連事業については、平成24年度の東日本大震災復興特別会計に重点計上していたが、平成24年11月27日の復興推進会議において決定された「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」により、水道施設整備に係る経費は復興特別会計に計上することができなくなった。

水道施設整備費の都道府県分は平成23年度から地域自主戦略交付金（一括交付金）となり、耐震化関連事業を除く政令指定都市分については平成24年度から一括交付金の対象となったが、平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、一括交付金を廃止し、各省庁の交付金等に移行することが決定されたことに伴い、平成25年度予算（案）において水道施設整備に係る事業分を振り替えて計上するとともに、平成24年度補正予算に事業の前倒し分を含めて計上している。

○平成 25 年度予算案の概要

百万円(単位未満四捨五入)

区分	平成24年 度 予 算 額	平成24年 度 補正予算 額	平成25年 度 予算額(案)	うち、 復興特別 会 計	補正予算 額 +	対前年度 増△減額
					予算額(案)	
水道施設整備費	72,188	30,049	43,245	8,502	73,294	1,106
(簡易水道)	(23,536)	(12,383)	(12,068)	(0)	(24,451)	(915)
(上水道)	(28,202)	(17,666)	(22,226)	(0)	(39,892)	(11,690)
(指導監督事務)	(58)	(0)	(57)	(0)	(57)	(△1)
(補助率差額)	(5)	(0)	(10)	(0)	(10)	(5)
(事業調査費)	(36)	(0)	(34)	(2)	(34)	(△2)
(災害復旧費)	(20,350)	(0)	(8,850)	(8,500)	(8,850)	(△ 11,500)

※ 厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)、復興庁計上分の総計

※ 地域自主戦略交付金(一括交付金)の廃止に伴い、平成 25 年度予算案において水道施設整備に係る事業分としての振り替えを含めて計上。また、平成 24 年度補正予算に事業の前倒し分を含めて計上。

② 非公共予算関係

- ・水道施設危機管理体制構築事業費(0 百万円 → 9 百万円)

広域災害への迅速な対応を図るために、全国の水道事業の台帳、図面等を電子化した水道施設の簡易情報共有システムを構築するとともに、災害時の情報集約、応援体制の整備等の危機管理体制を構築する(事業期間:平成 25 年度～26 年度)。

③ エネルギー対策特別会計

- ・上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業(環境省計上)

<低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金(76 億円)の内数>

水道施設の更新等において、インバータ等省エネ型の設備や末端配水圧力の適正化設備、未利用圧力を活用した小水力発電設備等の導入を支援し、水道施設における省エネ・再エネ導入を促進する。

(2) 水道施設整備費の執行

公共事業予算については引き続き厳しい状況が続いている一方で、厚生労働省では、予算執行の適切性や透明性の確保並びに効率性の向上を図ることを目的とした「予算

監視・効率化チーム」が平成 22 年から省内に設置され、個々の予算の執行状況について厳しいチェックが行われているところである。このため、事業の中止等により多額の不用を計上するなど交付額と執行額に大きな乖離があった場合や執行時期が予定より大幅に遅延した場合などには厳しく理由を求められる上、将来の予算措置にも影響を与えるおそれが考えられることから、補助事業の計画的で確実な執行をお願いする。

(3) 指導監督事務費

指導監督事務費は、水道施設整備事業の円滑な運営及び適正な実施を図ることを目的とし、水道施設整備事業に伴う都道府県の指導監督事務の実施に係る経費を対象としているものである。

近年、会計検査院による会計検査のほか、各道府県における自主検査により不適正な処理事例が数多く発覚している。目的外支出であることが確認されたものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条に基づく取消処分の手続きを行っているところである。今後とも、目的外の支出が行われることのないよう厳に適正な事務処理をお願いする。

(4) 国庫補助事業の早期契約締結

公共事業施行状況調査については、毎月、報告をお願いしているところであるが、公共事業については経済対策という側面からも早期の契約締結が求められていることから、平成 25 年度においても補助事業の早期実施、具体的には 9 月までの上半期での契約締結を行うよう、補助事業者に対する周知について、特段のご配慮をお願いする。

(5) 財産処分承認手続きの適正な実施

国庫補助金等で取得した財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 22 条に、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」と規定されており、その財産の処分を制限している。

補助対象財産を処分する場合には厚生労働大臣の事前の承認が必要となっているが、昨年、事前の承認を受けないまま財産処分を行っていた事案が発覚し、県を通じ当該市町村に対して財産処分承認手続きの適正な実施を徹底するよう指導したところである。

財産処分の手続きについては、平成 20 年 4 月 17 日付け健康局長通知「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」でお示ししたとおりであり、改めて、財産処分承認手続きの適正な実施をお願いする。